

議第25号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 三島市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に改める。

第17条の8第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」」に改める。

第17条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第7項までの規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三島市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三島市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年4月1日における号給の調整)

- 4 平成31年4月1日において51歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において

三島市一般職の職員の給与に関する条例第5条第4項の規定により昇給した職員（三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三島市条例第12号）附則第4項（同条例附則第5項（同条例附則第6項において準用する場合を含む。）又は第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により号給の調整が行われた職員及び同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成31年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

7 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短

時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成31年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士